

鯖江市地域包括支援センター運営業務委託

プロポーザル実施要領

鯖江市

令和4年1月

1 業務概要

(1) 業務名

鯖江市地域包括支援センター運營業務委託

(2) 鯖江市地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の担当区域

R3.4.1 現在

圏域	各圏域内地区	世帯数	人口	高齢者人口	高齢化率(%)
鯖江	鯖江、新横江	7,124	18,510	5,267	28.5
神明	神明	6,554	17,254	4,291	24.9
東部	中河、片上、北中山、河和田	4,311	13,155	4,341	33.0
西部	立待、吉川、豊	7,179	20,434	4,889	23.9

(3) 業務内容

別紙「鯖江市地域包括支援センター運營業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、契約締結日から令和4年3月31日までは、準備期間とする。

(5) 業務委託の上限価格

①4圏域総額 171,144,000円を上限とする。（令和4年度～令和5年度）

取引に係る消費税については、消費税法施行令第14条の3第5号の規定により非課税とする。

予算の範囲内で市長が定める額（内訳については、下表のとおり）

内訳：人件費（包括的支援事業3名＋事務職員1名）

事務費・運営費、初期開設費用（令和4年度のみ）

在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業

（鯖江市地域包括支援センター運営事業委託仕様書9業務内容（2）包括的支援事業⑤、⑥、⑦参照すること。各圏域は、高齢者人口割とする）等を含むものとする。

圏域	各圏域内地区	上限額（円）（消費税込み）		人口	高齢者人口	高齢化率(%)
		令和4年度	令和5年度			
鯖江	鯖江、新横江	22,000,000	21,000,000	18,510	5,267	28.5
神明	神明	21,818,000	20,818,000	17,254	4,291	24.9
東部	中河、片上、北中山、河和田	21,825,000	20,825,000	13,155	4,341	33.0
西部	立待、吉川、豊	21,929,000	20,929,000	20,434	4,889	23.9

②介護予防サービス計画および介護予防ケアマネジメント費委託料とは別に、受託法人の収入とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、応募時点で福井県内に事業所を設置している医療法人、社会福祉法人、財団法人、NPO法人、その他非営利法人であって、かつ、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる下記の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 鯖江市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第2号第3条）に規定された地域包括支援センターの運営に必要な人員が確保されているかまたは、確保予定であること。
- (2) 応募する圏域内に地域包括支援センターを運営する施設および設備が設置されているかまたは、設置予定であること。
応募にあたっては、設置場所について他法令での手続の必要性などを確認すること。
（例：都市計画法、農地法等）
- (3) 応募法人およびその役員が、過去5年以内に居宅サービス等に関し不正著しい不当な行為をした者ではないこと。
- (4) 居宅介護支援事業等の介護保険サービスについて令和4年4月1日時点で3年以上の提供実績があること。
- (5) 法第115条の2第2項（介護予防支援の指定の欠格事由）に規定する要件のいずれにも該当しないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格に有すること。
- (7) 法人およびその役員が、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）等に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 応募法人の役員等が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わりまたは、執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (9) その他、支援センター配置・運営にあたり、法および関係法令を遵守すること。

3 審査方法および評価基準

(1) 審査方法

プロポーザル審査会において、プレゼンテーションの内容および書面により提出された企画提案書を評価基準に基づき評価・採点し、審査会による総合的な判断により契約候補者を選定する。

(2) 評価基準

別途定める評価基準のとおりとする。

4 実施要領等の配布期間、配布場所等

(1) 配布期間

令和4年1月13日（木）午後1時から

令和4年1月24日（月）午後1時まで配布する。

(2) 配布方法

鯖江市公式ホームページからダウンロードすること。

※ 郵送による配布は行わない。ダウンロードできない者には、「12 問合せ先および各種書類の提出先」に記載の場所で、平日の午前9時から午後5時まで配布する。

(3) 配布資料

- ア 事業業務委託プロポーザル実施要領
- イ 業務委託仕様書
- ウ 業務委託評価基準

5 プロポーザル参加手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加表明書（別紙様式第1号）等を作成し、以下のとおり提出することとし、当該プロポーザル参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和4年1月25日（火）午後5時

上記期間内に必着とする。内容に不備があるものおよび提出期限に遅れたものは受理しない。

(2) 提出方法

「(3) 提出先」に直接提出すること。郵送、FAX、メール等による提出は認めない。なお、提出期限経過後の書類の差し替えおよび再提出は認めない。

(3) 提出先

鯖江市西山町13番1号

鯖江市役所 健康福祉部長寿福祉課

(4) 提出書類

- ① 以下の書類を正本1部、副本（写し）10部を「(3) 提出先」に直接提出すること。
下記様式1～10については電子データ（Word形式）1部も併せてコンパクトディスクにて提出すること。
- ② A4版縦型フラットファイルに左綴じ（折込可）とし、書類にインディックスを添付する。
- ③ フラットファイルの表紙および背表紙に法人名および応募圏域名を記載する。
- ④ 応募書類提出にかかる一切の費用は、応募した法人の負担とする。
- ⑤ 提出書類は、本公募の実施以外の目的では使用しない。

様式1	公募型プロポーザル参加表明書
様式2	誓約書

【添付資料】

資料1	定款、寄付行為、規約その他これに類する書類：最新のもの（写し可）
資料2	法人登記簿謄本（申請日以前、3か月以内に発行されたもの、写し可）
資料3	法人が鯖江市内で提供している介護サービス状況
資料4	介護保険サービスにかかる実地指導および監査に伴う結果通知書 指導事項に対する改善結果報告書

資料5	法人税、消費税および地方消費税、市是の未納・滞納がないことを確認できるもの（関税証明書や各納税証明書または領収書等の直近一年の写し）
資料6	法人の財務状況に関する書類（資金収支計算書、貸借対照表等）
資料7	法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容などの概要がわかる書類
資料8	法人等の事業実績等の概要がわかる書類
資料9	法人等の代表者履歴および役員名簿
資料10	配置予定職員の履歴書および有資格者であることを証明する書面等

(5) 参加を辞退する場合

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合は、応募辞退届（様式3）を提出しなければならない。

6 質問の受付および回答

質問は、参加表明書の提出があった者より、質問票（様式4）により受け付けることとし、審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問期間

令和4年1月13日（木）午後1時～令和4年1月17日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

様式4 募集内容に関する質問書にてメールでの提出のみとする。

メールアドレス SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp

(3) 提出先

鯖江市西山町13番1号

鯖江市役所 健康福祉部長寿福祉課

(4) 質問に対する回答

ア 質問は随時、質問者に回答する。

イ 全ての質問の一覧表を作成し、参加表明書の提出があった者のなかで参加資格を有するものに令和4年1月20日（木）午後5時までにメールにて回答する。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書の提出後、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年2月1日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

原則持参とする。郵送の場合、資料の不足等による追加資料は、期限内に提出すること。

(3) 提出先

鯖江市西山町13番1号

鯖江市役所 健康福祉部長寿福祉課

(4) 提出書類

以下の書類を10部提出すること。

様式5	地域包括支援センター運営に関する事項（法人概要・応募理由）
様式6	地域包括支援センター運営に関すること（運営方針）
様式7	地域包括支援センター運営に関すること（法人実績）
様式8	地域包括支援センター運営に関すること（事業方針）
様式9	地域包括支援センター運営に関すること（危機管理）
様式10	地域包括支援センター運営に関すること（職員確保）
様式11	地域包括支援センター運営に関すること（開設・配備計画）
様式12	地域包括支援センター運営に関すること（収支計画）

(5) 企画提案書の作成方法

ア 企画提案書10部および企画提案書の電子データ（CD-RもしくはDVD-R）1枚とする。

イ 企画提案書の様式はA4縦両面印刷とすること。また、A3の資料がある場合は、折り込んでA4サイズにし提出すること。

ウ 参加表明書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとする。

エ 提出した企画提案書等は返却しない。また、提出以降における企画提案書等の追加、差替えおよび再提出、2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。また、プレゼンテーションの際に企画提案書等に記載のない提案等を行わないこと。

オ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 企画提案書等の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

キ 提出された書類は、情報公開条例および個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

ク 次の場合は失格とする。

（ア）提出期限を過ぎてから提出されたもの

（イ）提出物に不足があるもの

（ウ）虚偽の内容が記載されているもの

（エ）審査結果に影響を与えるような工作があったと認められる場合

（オ）記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

（カ）見積金額が業務委託の上限価格を超えるもの

（キ）企画提案書の内容が、仕様書に明記されている内容を満たしていない場合

8 審査会について

(1) 開催日時

令和4年2月4日（金）午後2時～

- (2) 開催場所
鯖江市役所 4階会議室
(日時・場所の詳細については、後日プロポーザル参加者に通知する。)
- (3) プレゼンテーションの所要時間
1応募者 30分程度(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)
- (4) 注意事項
 - ア 開始時間等詳細は後日通知する。
 - イ プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
 - ウ 指定の時間に遅れた場合には審査対象としない。
 - エ プレゼンテーションの参加者は、1事業者3名以内とする。
- (5) 審査結果の通知
審査結果は選定後、速やかに参加者に通知する。

9 契約の締結

- (1) 企画提案書等を基に細部について協議の上、鯖江市財務規則等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結する。
- (2) 選定された事業者が「2. 参加資格要件」に記載した条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能になった場合は、審査結果が次点の事業者と協議を行う。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。
- (4) 委託金額の支払方法については契約締結前に別途協議を行う。

10 スケジュール

公募から委託事業者選定までのスケジュールは以下のとおり。

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) プロポーザル公募開始(公告日) | 令和4年1月13日(木) |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和4年1月25日(火) |
| (3) 質問提出期限 | 令和4年1月17日(月) |
| (4) 質問回答期限 | 令和4年1月20日(木) |
| (5) 企画提案書受付期限 | 令和4年2月 1日(火) |
| (6) 審査会開催 | 令和4年2月 4日(金) |
| (7) 契約の締結 | 令和4年2月15日(火) |

11 特記事項

- (1) 事業の成果物等は市に帰属する。
- (2) 業務の再委託
受託者は、本契約の履行において、本契約の一部を合理的な理由および必要性により再委託する場合には、事前に再委託先の住所、名称、再委託を行う業務範囲、再委託を行う必要性、再委託先に対する管理方法その他市の指示する事項について記載した書面を提出し、市の承認を得なけ

ればならない。

1 2 問合せ先および各種書類の提出先

〒916-0022 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市健康福祉部長寿福祉課 担当：野坂

電話 (0778) 53 - 2265 FAX (0778) 51-8157

E-mail : SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp